

成年後見制度の簡単な説明です

何でも、お気軽にお聞き下さい

高齢化社会法務アドバイザー

法務博士 行政書士

つぼうちさとる

坪内 啓

982-0222

宮城県仙台市太白区人來田2丁目30番38号

携帯電話番号 080-5049-6595

事務所電話番号 022-765-5466

FAX 番号 022-765-5466

E-mail tsubo_gyosei@k3.dion.ne.jp

■成年後見制度とは何ですか？

一、1、成年後見制度は、認知症やアルツハイマー、知的障害、精神障害などで判断能力が低下した人のために、家庭裁判所の手続きを通じて援助する人（成年後見人等）を選任し、御本人の権利を保護しようとする制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所の審判を経る**法定後見**とそれ以外の**任意後見**があります。

法定後見は、御本人の判断能力の程度により、後見、保佐、補助と分かります。

後見とは、精神上的の障害により判断能力を**常に欠く**状態にある場合です。

保佐とは、精神上的の障害により判断能力が**著しく不十分な**場合です。例えば、簡単な意思疎通が図ることができるなら、保佐となります。さらに、補助とは、精神上的の障害により判断能力が**不十分な**場合をいいます。

これに対し、**任意後見**は、判断能力はあるが、将来の判断能力が不十分な状態に備えて後見事務の内容と後見をする人を決めておきたい場合に活用します。

2、成年後見人等の仕事は、御本人に代わり、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービス等の申し込みをしたり、病院・施設等への入院・入所に関する契約を結んだりすることです。

これに対し、介護そのものや日常生活の世話などの行為は、成年後見人等の職務には含まれません。

二、成年後見制度の趣旨は、「自己決定権の尊重」や「ノーマライゼーション」（障害のある人も家庭や地域で通常的生活をすることができるような社会を作るという理念）にあります。

したがって、成年後見制度を利用することになっても、本人の障害の程度によって自分でできる部分はなるべく自分で行えるように制度としてサポートするよう努めるようになっています。

■成年後見制度を利用したいのですが、どのような流れになりますか？

一、申立て

1、申立て

- ・申立てできる人

支援を受ける御本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長、任意後見人

- ・成年後見人等になれる人

法律で定める事項にあてはまらない限り、成人であれば誰でもなることができます。また、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門家になってもらうことも可能です。

2、申立先となる家庭裁判所

支援を受ける御本人の住所地の家庭裁判所に申し立てます。

3、成年後見用診断書

成年後見申立てのため、医師による診断を受け、診断書を作成してもらいます。

費用は3,000円～10,000円程度。

4、照会書

申立て後、親族の意向を確認するため、家庭裁判所から本人の親族に対し照会書が送付されます。

二、調査・審問

申立人及び成年後見人等候補者から、申立てに関する詳しい事情を確認します。

また、本人に面接して意思や同意の有無の確認をしたり、生活状況などの調査をします。本人が外出困難な場合は、家裁の担当者が本人のところに来てくれます。

三、鑑定

「後見」（精神上の障害により判断能力を**常に欠く**状態にある場合）、「保佐」（精神上の障害により判断能力が**著しく不十分な**場合）の申立てをする場合には、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定が必要になります。

四、審判確定・成年後見の開始時期

審判書の受領後、2週間以内に異議申立てがなかった場合には審判が確定します。

また、確定後約10日間で仙台法務局より登記事項記載証明書が発行され、その時点から法定後見が開始します。

五、申立ての期間

場合によりますが、1～2か月程度かかります。

■成年後見制度を利用するとき、そろえるべき書類は何ですか？

一、用意する書類

1、後見開始申立書

2、申立書付票

3、照会書（本人用）

本人に関する事項を記入。

4、照会書（後見人候補者用）

後見人候補者に関する事項を記入。

5、収支予定表

本人の今後1年間の収入の予定額及び支出の予定額を項目ごとに算出。

6、財産目録

本人の所有に属するすべての財産を「不動産」、「その他の資産」、「負債」に分けて記入。

既に相続が開始し、本人が相続人の一人となっている遺産分割未了の遺産も記載。

申立人や候補者が本人に対し立替金等の債権がある場合は、負債の欄に記入。

※戸籍謄本、住民票は、発行から3か月以内のものに限ります！

二、申立人に関する資料

1、申立人の戸籍謄本

三、本人に関する資料

1、診断書（成年後見用）

2、本人の戸籍謄本

3、本人の住民票（世帯全部、省略のないもの）

4、本人の後見登記なきことの証明書

四、成年後見人候補者に関する資料

1、候補者の戸籍謄本

2、候補者の住民票（世帯全部、省略のないもの）

五、本人が不動産を所有しているとき

1、固定資産税評価証明書又は固定資産税課税台帳登録事項証明書

六、本人が預貯金、有価証券等を保有しているとき

1、預貯金通帳・証書のコピー

2、株式の残高報告書等のコピー

3、生命保険、損害保険の保険証券（全ページ）のコピー

七、本人が債務を負っているとき

1、金銭消費貸借契約書のコピー

2、負債の残高証明書のコピー

3、申立人や本人の親族等が本人の生活費等を立て替えているときは、その証拠資料の

コピー

八、本人に収入及び支出の予定があるとき

- 1、年金額決定通知書のコピー
- 2、確定申告書のコピー
- 3、給与明細書のコピー
- 4、賃貸借契約書のコピー
- 5、納税通知書のコピー
- 6、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書のコピー
- 7、医療費・施設費・家賃の直近3か月分の領収書のコピー
- 8、扶養親族にかかる学費・生活費等の領収書のコピー

九、手数料等

- 1、郵便切手 4200 円分
- 2、登記手数料（収入印紙） 2600 円分
- 3、申立手数料（収入印紙） 800 円分

■後見人と身元引受人は違うのですか？

一、成年後見人と身元引受人とは違います。

成年後見人は、本人のために法律行為を行う者(法定代理人)です。これに対し、身元引受人とは、一般的に入居者本人に代わって本人や本人の所持品を預かり、本人に代わって支払をする保証人の立場の者をいいます。

二、病院や高齢者の入所施設等では、入居者に代わり治療や介護上の様々な方針を決定してもらう身元引受人がいないと入院・入所できないケースがあります。

本人に身寄りが無いなどの事情があれば、成年後見人が身元引受人を兼ねることは可能ですので、身元引受人がいなくとも成年後見人が就任すれば入院や入所は可能になります。

■後見の申立をした場合のデメリットは何ですか？

一、成年後見登記ファイルに登録されます。一旦登録されると、厳格な手続きを経ない限り、抹消されません。

二、成年後見が一旦開始されれば、本人の症状が回復するなどの特別の事項がない限り、後見制度の利用を止めることはできなくなります。

また、会社の取締役、弁護士、司法書士、行政書士、医師、宅建業主任者等の一定の資格に就けなくなります。

三、後見制度が開始されれば、本人の資産はすべて裁判所（あるいは後見監督人）の管理下に置かれます。

■**成年後見人等の任期はどのくらいですか？**

原則として、半永続的に継続します。

成年後見人の任期は、本人が病気などから回復し、判断能力を取戻したり、または亡くなるまで継続します。

申立てのきっかけとなった保険金の受領や相続をめぐる遺産分割などの目的が達せられたからといって任期は終わりません。

■**家庭裁判所の管轄はどうなりますか？**

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。

■**申立てをすることができる人は、どうなりますか？**

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です。

■**成年後見人等候補者は、どのような人になるのですか？**

申立てをすることができる人は、成年後見人等候補者として最も適任であると考える人をその候補者として推薦します。

まずは、親族です。

次に、親族等にその適任者がいない場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等を推薦します。

■**診断書は、どのように準備すればよいですか？**

家裁で用意された、成年後見用の所定の診断書を利用します。

医師による診断を受け、診断書を作成してもらいます。費用は 3,000 円～10,000 円程度かかります。

■**鑑定については、どうなりますか？**

鑑定は、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に十分確認するための手続です。

診断書と申立ての内容が一致しない場合や、より詳細な判断が必要な場合に鑑定が必要となります。鑑定料は、10万円程度かかります。

■**申立後、手続の進行はどうなりますか？**

まず、申立人、成年後見人候補者からの事情聴取を行います。

申立ての動機、本人の生活状況、本人の判断能力及び財産状況、今後の財産変動の見込み額等が聞かれます。

次に、本人の陳述聴取を行います。

本人の病状が陳述不能の状態等でない限り、本人に聴取されます。

本人が入院等により外出が困難な場合は、家庭裁判所が入院先等に赴いて聴取します。

さらに、親族の意向照会がなされることがあります。また、場合により、本人の精神鑑定が行われます。

■ 審判後の手続はどうなりますか？

まず、審判について、成年後見人、申立人及び本人に通知されます。

審判書謄本が成年後見人に送達されてから2週間が経過すると審判が確定します。

後見を開始することに不服がある事件の関係者は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告といいます。）の手続を執ることができます。

次に、後見等の登記がなされます。

審判の確定後、家庭裁判所は、東京法務局に後見等の登記を嘱託します。

■ 後見事務のうち家庭裁判所の審判を経る必要があることがありますか？

一、まず、本人の居住用不動産の処分許可審判です。

本人が現に住居として使用している、あるいはかつて住居として使用していた建物又はその敷地を売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可が必要となります。

二、次に、特別代理人選任審判があります。

遺産分割について、成年後見人と本人がどちらも、共同相続人である場合等、成年後見人と本人との利益が相反する行為については特別代理人が必要です。

■ 後見人は報酬をもらえるのですか？

成年後見人は、家庭裁判所の定めにより、本人の財産の中から、相当な報酬を得ることができます。報酬の付与は、成年後見人からの申立てによります。

■ 後見監督とは何ですか？

家庭裁判所は、後見監督として、いつでも、成年後見人に対し、後見の事務の報告もしくは財産の目録の提出を求められます。

さらに、成年後見人に不正な行為、著しい不行跡があるときは、成年後見人を解任できます。